

令和4年度 赤磐市

受講者募集！

# 市民後見人養成研修

認知症高齢者や知的障がいのある方など、判断能力が不十分な方の権利・財産を保護するために平成12年4月にスタートした成年後見制度は、今後、高齢化の進展等により利用者の増加が見込まれます。また、それに伴い弁護士、司法書士等の専門職後見人が不足することが予想されています。

赤磐市では、より身近な市民が制度を必要とする方を支える「市民後見人」を養成するため、市民後見人養成研修の受講者を募集します。

## 市民後見人とは…

親族による後見が見込めない高齢者・障がい者等の権利を守るため、成年後見制度において、社会貢献の一環として、福祉サービスの契約や財産管理の代行をします。

- ◆応募資格 18歳以上70歳未満の市内在住者で、高齢者・障がい者などの福祉に理解と熱意があり、心身ともに健康である人（詳細は裏面をご覧ください）
- ◆募集人員 若干名
- ◆研修期間 10月～令和5年1月の全8日間の予定
- ◆研修場所 未定（岡山市内）：7日間  
赤磐市役所（赤磐市下市344番地）：1日間
- ◆受講料 無料
- ◆申し込み 地域包括支援センターへご連絡ください
- ◆提出物 申込書兼履歴書（市所定用紙）、小論文
- ◆選考方法 書類審査及び個人面接
- ◆申込締切 令和4年8月19日（金）
- ◆その他 新型コロナウイルス感染症により研修期間等が変更になる可能性があります



## 「市民後見人養成研修」受講をご検討の方へ

### ① 研修受講者の要件

- ・養成研修の受講を開始する年度の4月1日現在における年齢が18歳以上70歳未満で、市内に住所を有し、現に居住していること
- ・成年後見制度及び高齢者等に対する福祉に理解と熱意があり、心身ともに健康で、社会貢献を主旨として成年後見人となることを希望していること
- ・原則として養成研修のすべての課程を受講できる見込みがあること
- ・次のいずれにも該当しないこと
  - ア 民法第847条に規定する後見人の欠格事由に該当する者
  - イ 赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18条）第2条第2号に規定する暴力団員

### ② 提出書類

- ・市民後見人養成研修受講申込書兼履歴書（市所定用紙）
- ・小論文（600～800字）

テーマ「養成研修の受講動機とあなたが目指す市民後見人活動について」

※用紙は自由。自書または文書作成ソフト等の使用どちらでも可。

### ③ 講座日程

日 程		開 催 場 所
第1回	令和4年10月10日（月・祝）10：00～15：30	岡山市勤労者福祉センター 大会議室 岡山市北区春日町5-6
第2回	令和4年10月16日（日）10：30～15：30	
第3回	令和4年10月30日（日）10：30～15：30	
第4回	令和4年11月10日（木）10：30～15：30	
第5回	令和4年11月20日（日）10：30～15：30	
第6回	令和4年12月4日（日）10：30～15：30	
第7回	令和4年12月11日（日）10：30～15：30	
第8回	令和5年1月予定（調整中）	赤磐市役所

### ④ お問い合わせ先

赤磐市地域包括支援センター 赤坂分室（担当：松澤）

〒701-2222 赤磐市町苅田517-1 赤坂福祉サービスセンター「春の家」内

TEL 086-957-2334 FAX086-957-4835

